

河川のような自然公物は、その自然の状態において、公物としての性質を有するもので、その成立には意思的行為を必要としない。また、公用物が成立するためには、別に意思的行為を必要とせず、行政主体において一定の設備を備え、事實上その使用を開始することもって足りる。

(注2) 公物の消滅については、公共用物と公用物とで異なる。公用物は、その形態的要素が永久的に変化し、その回復が社会観念上不能な場合又は行政主体の意思的行為、すなわち公用廃止がなされた場合に、はじめて公物たる性質を失う。道路の供用廃止の告示、河川の廢川敷地等の公示がその例である。これに対して、公用物は単にその使用を廃止することによつて、公物たる性質を失う。

一般に、公用廃止は人工公物たると自然公物たるとを問わず、行政主体の明示の意思表示によつてなされ、したがつて明示の意思表示のある場合は、公用廃止があつたものとはいえない」とされている。

公用廃止によつて、その物に対する公法上の制限が解除され、もっぱら私権の対象となる。

九 他の行政法規との関係等

(1) 治水目的の砂防は、同時に他の目的をあわせ有することを妨げない。さきに砂防設備について述べたように、森林の保護、地すべり防止、発電等のダムなど、砂防が他の目的又は効果を伴うことがあっても、治水の目的のためになされるとときは、本条により砂防指定地の指定をすることができる。ただ、森林法、河川法等、他の行政法規との関連のあるものについては、その間に調整を要すべきものがある。

森林法は、保安林、保安施設地区の制度を設けているが、これらは、水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止等(同法第二十五条第一項、第四十一条)、本法にいう「治水上砂防ノ為」と同一又は類似の目的を達成するために指定されるものである。この指定区域内においては、許可を受けなければ、立木の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、土石、樹根の採取等をすることができないものとされているほか、保安施設地区においては、さらに、国又は都道府県の造林等の保安施設事業を受忍しなければならないこととしている(同法第三十四条、第四十四条、第四十五条)。したがつて、同一の土地について、建設大臣が、「治水上砂防ノ為」伐採等の行為を制限し、又は砂防設備を要すると認め、農林大臣も、「土砂流出の防備」のためこれらの行為を制限し、又は保安施設事業を実施する必要があると認めることがあり得るわけである。

このように、本法と森林法が競合する場合について、法律はなんらの調整を定めていないから、両法の適用を受ける結果となつても法律上は差支えないが、土地所有者等は二重の負担となるので、これらの弊害を避けるため、しばしば行政の権限調整がはかられてきた。すなわち、「砂防工事ト荒廃復旧及開墾地復旧ニ関スル事務」との間の権限整備について閣議決定(注1)があり、これに基づく内務・農林両次官の依命通牒(注2)により、溪流工事等は内務省(建設省)の所管とし、森林造成の工事は農林省の主管とするのを原則とするとして重複を避けることとし、さらに、重複指定となつていてものについては、工事施行見込の有無により他を解除することとしている(注3)。

なお、砂防指定地内の民有林野を国が買い入れる場合には、営林局長は、砂防指定地管理者たる都道府県知事に当該砂防指定地の解除について協議をすること等としている(注4)ほか、治水砂防行政事務と治山行政事務の連絡調整のため、「砂防治山連絡調整会議運営要領」(注5)を定め、さらに、これらの趣旨を実行上徹底するため、砂防事業と治山事業の事業区分及び事業調整要領を定めている(注6)。最近においては、両事業の工事内容の具体的区分について、代表的事例の図解を添え、通知がなされている(注7)。

また、国有林野を砂防指定地に指定する場合は、国有林野の管理、経営と密接な関連を生ずるので、あらかじめ、地方連絡会議にはかり、事業の円滑な実施を期するよう通知がなされている(注8)。